

日 薬 業 発 第 405 号
平成 31 年 2 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

平成 31 年度診療報酬（調剤報酬）改定について（情報提供）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 31 年 10 月に予定されている消費税引き上げに伴う診療報酬（調剤報酬）改定について、本日開催されました中医協にて、別添のとおり対応案が示されました。

調剤については、調剤基本料、かかりつけ薬剤師包括管理料、一包化加算および無菌製剤処理加算に上乘せすることとされております。

答申されましたら改めてその内容はお知らせ致しますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

消費税率 10%への引上げに伴う対応

第1 基本的な考え方

消費税率の引上げに伴い、医療機関、薬局等の仕入れに係る消費税負担が増加することから、診療報酬において、2014年度改定と同様に、基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せする。

その際、直近の通年実績のNDBデータ等を用いることや、入院料について、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアを考慮することにより、消費税率が5%から8%に引き上がった部分も含めた、消費税率5%から10%の部分について、消費税負担に見合う補てん点数となるよう配点を行う。

第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬

- (1) 診療所については、初・再診料、有床診療所入院基本料等を引き上げる。
- (2) 病院については、診療所の初・再診料の引上げと同じ点数を病院の初・再診料において引き上げるとともに、残りの財源により入院料等を引き上げる。

※ 改定案の「うち消費税対応分」は、消費税率5%から10%への引き上げに対応する点数を示している。以下同じ。

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
【初診料】			
初診料	282 点	<u>288 点</u>	<u>18 点</u>
(同一日2科目)	141 点	<u>144 点</u>	<u>9 点</u>

3. 調剤報酬

(1) 調剤基本料等を引き上げる。

(2) 一包化加算及び無菌製剤処理加算を引き上げる。

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
【調剤基本料】			
1 調剤基本料 1	41 点	<u>42 点</u>	<u>2 点</u>
2 調剤基本料 2	25 点	<u>26 点</u>	<u>2 点</u>
3 調剤基本料 3			
イ 同一グループの保険薬 局による処方箋受付回数 4 万回を超え 40 万回以 下の場合	20 点	<u>21 点</u>	<u>2 点</u>
ロ 同一グループの保険薬 局による処方箋受付回数 40 万回を超える場合	15 点	<u>16 点</u>	<u>2 点</u>
特別調剤基本料	10 点	<u>11 点</u>	<u>2 点</u>
【一包化加算】			
イ 42 日分以下の場合	32 点	<u>34 点</u>	<u>4 点</u>
ロ 43 日分以上の場合	220 点	<u>240 点</u>	<u>40 点</u>
【無菌製剤処理加算】			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
中心静脈栄養法用輸液	67 点	<u>69 点</u>	<u>12 点</u>
（6歳未満の場合）	135 点	<u>137 点</u>	<u>22 点</u>
抗悪性腫瘍剤	77 点	<u>79 点</u>	<u>12 点</u>
（6歳未満の場合）	145 点	<u>147 点</u>	<u>22 点</u>
麻薬	67 点	<u>69 点</u>	<u>12 点</u>
（6歳未満の場合）	135 点	<u>137 点</u>	<u>22 点</u>
【かかりつけ薬剤師包括管理 料】	280 点	<u>281 点</u>	<u>2 点</u>